

国立大学法人会計基準等の改訂について

国立大学法人制度

単純に国立大学を独立行政法人化するのではなく、

- ・教育・研究の質的向上
- ・大学の自主性・自律性の配慮

を図る、大学改革の一環としての別の法人制度の創設を目指す。

(閣議決定、「大学の構造改革の方針」、「新しい国立大学法人像について」等で順次打ち出し)

1999

~

2003

一部、独立行政法人の仕組みを準用しつつも、大学の特殊性を踏まえた個別の制度を創設

国立大学法人
制度創設

2003

1999

独立行政法人制度創設

公共上必要な業務を、国が財政措置しつつも、運営は独立した法人に任せる。

ただし、法人の長の任命や中期目標の設定は主務大臣が決める。

国立大学法人会計基準

【国立大学法人会計基準】

国立大学法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準

- 国立大学法人がその会計を処理するに当たって従わなければならないもの
- 会計監査人が国立大学法人の財務諸表等の監査をする場合において依拠しなければならないもの

原則

企業会計

・発生主義
・複式簿記

独立行政
法人
の特性

公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない。
独立行政法人独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存する。
毎事業年度における損益計算上の利益（剰余金）の獲得を目的として出資する資本制を制度上予定しない。
独立行政法人に対する動機づけの要請と財政上の観点の調整を図る必要があること。

国立大学
の特性

主たる業務内容が教育・研究である。
学生納付金や附属病院収入等の固有かつ多額の収入を有する。
同種の法人が多数設立されることから、国立大学法人間における一定の統一的取扱が必要とされる。

国立大学法人会計基準の改訂に向けて

平成29年9月1日に「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」が公表され、それを受けて独立行政法人会計基準等が改訂されている。（平成31事業年度から適用）

「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」

平成29年9月1日
独立行政法人評価制度委員会 会計基準部会
財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会

会計を巡る国際的な潮流も踏まえて、**独立行政法人制度の根幹に立ち返って、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的な検討**を行い、財務情報だけでなく非財務情報まで含めた財務報告に関する基本的な指針として取りまとめたもの。
今後の独立行政法人会計基準及び関係通知の改訂等に当たっての基本的な指針

独立行政法人会計基準

「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を踏まえて、独立行政法人会計基準等を改訂

国立大学法人についても、「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」を検討した上で、それを踏まえて国立大学法人会計基準等を改訂する。

主な検討予定事項（令和元年度検討予定）

一法人複数大学における財務諸表の開示について（令和2年度適用）

- 令和元年5月の国立大学法人法改正により、一法人複数大学の制度が導入された。
- 令和2年4月に国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学が統合し、国立大学法人東海国立大学機構を創設。
- 一法人が複数大学を設置する場合の、財務諸表における開示について検討する。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について（令和2年度適用）

- 企業会計の監査基準が平成30年7月5日及び令和元年9月3日に改訂され、また独法監査基準が平成31年3月25日に改訂されたこと等に伴い、国大監査基準の改訂の必要性について検討を行うこととなった。

セグメント情報の開示について

- 昨今の社会情勢等を踏まえて、国立大学法人の財務報告におけるセグメント情報の開示の在り方について改めて検討する必要がある。
- セグメントの開示区分や計上方法について検討を行う。

主な検討予定事項（令和元年度～令和2年度検討予定）

「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」等における検討過程等を踏まえ、「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」及び国立大学法人会計基準」等の検討を行う。

「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」の策定に向けた検討

主要な財務報告利用者（利害関係者）の整理

- 国立大学法人の財務報告について、「主要な財務諸表利用者」として、どのような利用者を想定しているかにより、その他の論点の結論は変わりうる。そのため各論点に先立ち、「主要な財務報告利用者」を整理する。

国立大学法人の財務報告目的の整理

- 国立大学法人は、どのような目的で財務報告を行うべきか（財務報告目的）を主要な財務報告利用者を踏まえて整理する。

整理された財務報告の目的と機能を踏まえた財務報告の構成

- 財務報告利用者と財務報告目的の整理を踏まえ、財務報告に必要な情報を整理する。

事業報告書記載事項の検討

- 財務報告利用者と財務報告目的の整理を踏まえ、事業報告書に記載すべき事項を検討するとともに財務諸表との関係を整理する。

財務諸表の構成要素の概念整理

- 国立大学法人会計基準の改訂の方向性を検討するに当たり、財務諸表の構成要素（資産、負債、利益等）の定義について整理する。

国立大学法人会計基準の改訂

- 「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」を踏まえて、会計基準の改訂を行う。（令和4年度適用予定）
- 企業会計基準の改訂の動向を踏まえて、必要な改訂を行う。

企業会計基準に関する動向

基準等名称	企業会計における適用(予定)時期
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」	2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」	2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」	2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用
企業会計基準公開草案第69号(企業会計基準第24号の改正案)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」	2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用

国立大学法人の情報開示に関する記載

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

(略)大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、[学内配分や使途等の「見える化」](#)、戦略的な配分割合の増加を進める(略)。

統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)

内閣府(科技)及び文部科学省は、国立大学等の関係者が「大学ガバナンスコード」を2019年度中に策定するよう協力を行う。これには、

- ・ [外部のステークホルダーとの関係での経営の可視化](#)
- ・ [戦略的な経営資源の配分を可能とする組織への変革方策](#)
- ・ [部局ごとの教育研究の費用及び成果の把握と可視化](#)
- ・ [外部資金獲得のためのマネジメント](#)(産業界等からの資金や寄附金の受入れ、間接経費の使途の明確化、大学資産の有効活用等)

に関する項目を含めることを検討する。

(略)引き続き大学の経営改革を支援するため、(略)国立大学法人運営費交付金改革を推進し、イノベーション・エコシステムの中核となる大学等のビジョンを提示(略)

2019年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を2020年度以降の国立大学法人運営費交付金の一部の配分に活用する。その際、当該配分の対象額及び変動幅を2020年度予算から順次拡大し、国立大学法人の第4期中期目標期間に向けて、2021年度までに、運営費交付金全体について、研究や教育の成果に基づくこうした配分の仕組みなどを検討し、結論を得る。

あわせて、各国立大学において、教育研究の評価に基づく資金配分を行う上で必要となる[部局ごとの教育研究の費用及び成果の把握並びに可視化を推進](#)する。

国立大学法人の情報開示に関する記載

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日中央教育審議会)

VI. 高等教育を支える投資－コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充－

(略)公的な支援については、社会全体の負担により行われるものであり、人口減少期において、学修者一人一人の能力と可能性の最大化が国力の源と位置付けるのであれば、効果を最大化する形で投入されるべきである。

あわせて、各高等教育機関が生み出す経済効果や便益と、各高等教育機関にかかるコストを明確にすることが重要である。現時点では、高等教育機関の教育コストや研究コストが明確になっていないという課題がある。今後は、国公私別・大学別のコストを明らかにし、各高等教育機関がどれだけの教育コストをかけて学生に対する教育をしているのかを、学生と社会に対して情報公表していく必要がある。加えて、高等教育全体の社会的・経済的効果を社会に示すような試みを行っていくことも検討すべきである。

令和時代の財政の在り方に関する建議(令和元年6月19日財政制度等審議会)

(略)今後は、教育・研究にかかる、共通・定量的な成果指標による相対評価に基づく配分の仕組みを、より実効性あるものとするため、

- ・部局ごとの予算・決算や成果の公表を義務付けるとともに、
- ・教育によって身に付けた知識や技術、能力、また、教育後の進路にかかる客観的かつ比較可能な指標を加え、
- ・当該評価に基づく配分の対象割合及び増減率を抜本的に拡大することにより、教育・研究の質の向上を促すべきである。